

板橋区役所前駅公衆喫煙所の開設について

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行により、施設内での喫煙が制限されることで、路上等屋外での喫煙が増えることが想定される。このため、受動喫煙に配慮した喫煙場所を整備することが必要であるため、空気清浄設備を備えた公衆喫煙所を下記により設置する。

記

1 施設概要

- (1) 名称 板橋区役所前駅公衆喫煙所
(2) 開設予定日 令和元年7月1日
(3) 場所 板橋区板橋2-66-1
(板橋区役所北側地下鉄エレベータ隣区有地)
(4) 利用可能時間 午前7時から午後8時まで(予定)
(5) 喫煙所仕様

敷地等	敷地面積	約 29 m ²
	床面積	約 9.3 m ²
諸元	全長×全幅×全高	4,510 mm×2,210 mm×2,760 mm
	重量	1,860 kg
仕様	構造	軽量鉄骨ユニット構造(防火対応)
	空気清浄機能	タワー型集塵機2基

2 設置工事

- (1) 事業者 有限会社ナガワ工務店
(2) 期間 令和元年5月9日から6月24日まで(予定)
(3) 工事担当 施設経営課区民施設グループ 03-3579-2583

3 問い合わせ

(公衆喫煙所設置)

資源環境部資源循環推進課資源循環協働係 03-3579-2258

(受動喫煙防止関連)

健康生きがい部健康推進課健康サービス係 03-3579-2313

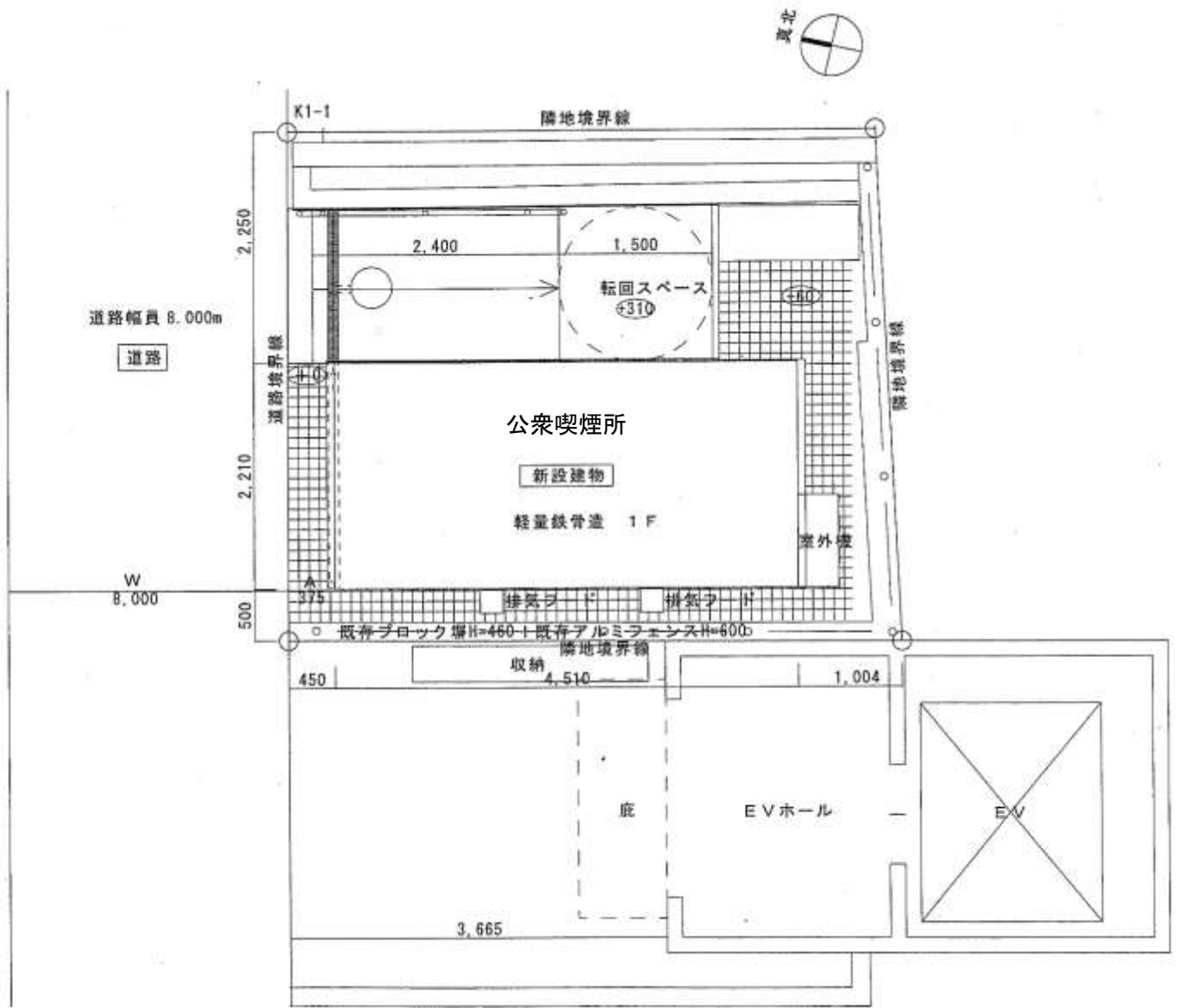
【参考1】設置・工事場所 板橋区板橋2-66-1（板橋区役所本庁舎北側）



【参考2】コンテナ型喫煙所イメージ（同種のユニットを設置予定）



【参考3】配置図



配置図(縮尺A1:1/20)